# 1オマス)を活用し

進している「地域内エコシステム」令和元年度より、林野庁が推 の構築に向けて、協議会を設置 して協議を進めています。

ざまな検討を進めてきました。 取組の展開 域での未利用資源の活用および 介します。 昨年度の主な検討項目をご紹 昨年度は「日野町および周辺地 を目標として、

木質バイオマス資源量等の賦 存量調査

積・加工拠点の探索 燃料材(薪や木質チップ) の集

ボイラー設置に係るコスト試算 燃料材製造や木質バイオマス

の検討 よる林地残 地域連携に 材収集方法

にも、 や林内作業実 による勉強会 検討項目以外 の試算 ご紹介した の経済効果 コシステ ム」運用時 「地域内エ 協議会

演会の実施

いきたいと考えています。



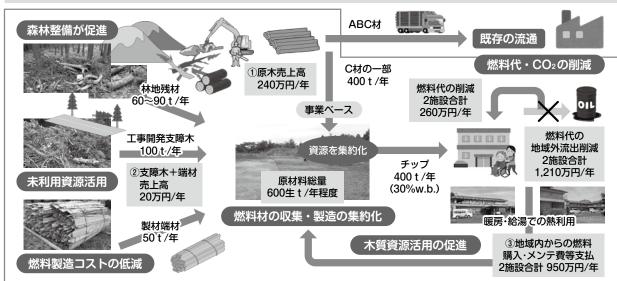
視察等、 意識が高まっています。 木質バイオマス利用の先進地の いました。この取組を通じて、

祉 団 日野町の活性化のために進めて 内で活動している任意団体や福 検討や合意形成を進めるととも 地域を活性化していこうという マスボイラー設置に向けた各種 議会メンバーが主体的に考えて を進めていきます。今後は、 を収集する具体的な方法の検討 さらに、 地域内で連携して林地残材 |体などとも連携しながら 多岐にわたる活動を行 本年度は、 木質バイオ



集材の実演会に参加する協議会

## バイオマス事業による地域の経済効果:①+②+③≒1,200万円/年



\*3:「林地残 枝条のこと 残置されて 等のさまざ や土壌流出 運搬コスト 施した際に、 林施業を実 ルギー利用により、 を指します いる曲材や より林内へ まな理由に **材**とは、森 いから (http://wb-ecosys.jp) 支援している事業です。詳細は なり日野町を含めた18地域を : 🔳

1年間の取りまとめ内容を報告する事務局

農林課 ◆問い合わせ先

\*1:「バイオマス」とは、生物資源(b-0) 可能な、 の量(mass)を表す言葉であり、「再牛 木材からなるバイオマスのことを「木質バ は除く)」のことを呼びます。そのなかで、 イオマス」と呼びます。 生物由来の有機性資源 (化石燃料

剪定枝などの種類があります。(林野庁ホー や造材のときに発生した枝、 ムページより引用) 一層などのほか、 木質バイオマスには、主に、 製材工場などから発生する樹皮やの 住宅の解体材や街路樹の 葉などの林地 樹木の伐採

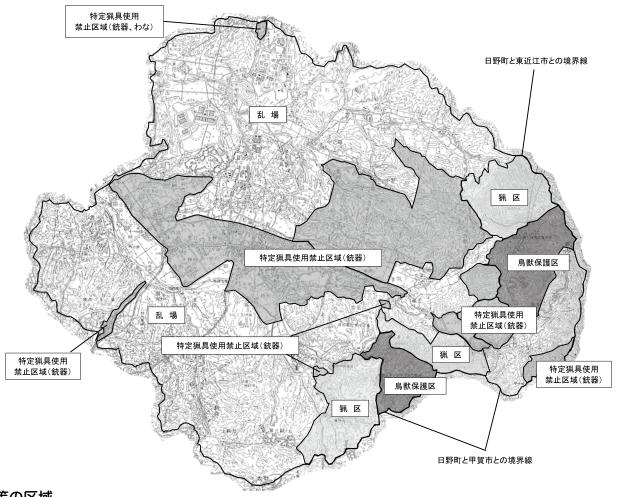
\*2:「地域内エコシステム」とは、集落や市 町村レベルで小規模な木質バイオマスエネ で持続的に循環させる仕組みです。本取組 は林野庁から受注した執行団体が事務局と 森林資源などを地域内 **20748-52-6563** 

# 狩猟解禁のお知らせ

### 令和2年 11月15日(日) から 令和3年 2月15日(月) まで 期

※シカ・イノシシの狩猟期間は、令和2年11月1日(日)から令和3年3月15日(月)まで

滋賀県では、農林業被害を無くすため、シカ・イノシシの狩猟に限り、狩猟期間が延長されています。



### 猟区等の区域

猟区	この区域内は、狩猟期間中(12月29日から翌年1月3日までを除く)の土、日、祝日のみ狩猟ができます。 【猟区入猟希望の方へ】 ・入猟希望者は、入猟予定日の直近の役場執務時間中に狩猟者登録証の写しを添えて、猟区事務所(農林課)まで申し込んでください。 ・入猟できる狩猟者は、1日につき40人以内です。 ・入猟される場合は、必ず猟区管理者が承認した案内人を付けてください。
特定猟具使用禁止区域(銃器)	この区域内は、狩猟期間中でも銃器による狩猟が禁止されています。
特定猟具使用禁止区域(わな)	この区域内は、狩猟期間中でもわなによる狩猟が禁止されています。
鳥獣保護区	この区域内は、狩猟が禁止されています。
乱場	この区域内は、狩猟期間中であれば自由に狩猟ができます。

### 住民の皆さんへ

- ●山林作業や登山などで入山される時は、事故防止のため、オレンジ 色や黄色などできるだけ目立つ服装を心がけてください。
- ●危険なハンターや違反者を見たときは、農林課(猟区事務所)また は東近江警察署生活安全課へ通報してください。
- ◆問い合わせ先 農林課 ☎0748-52-6563 東近江警察署 **20748-24-0110**